

=私たちの活動 4つの柱=  
\*制度化と指導員の身分保障  
\*専門性と仕事の確立  
\*父母と共に学童保育運動の発展  
\*全国の指導員との団結と連帯

建交労全国学童保育部会

## ニュース学童保育

2021. 3. 15.  
NO. 71  
全日本建設交運一般労働組合  
全国学童保育部会 発行  
編集：事務局

# 職員配置の基準を明確にせよ

指定管理者制度  
課題を共有

## オンラインで厚労省交渉

全国学童保育部会は、

3月10日、オンラインで厚労省交渉を行いました。

愛知県本部の事務所を

ホストにし、役員は福岡、群馬から、角田委員長は中央本部からそれぞれ参加しました。

最初に、指定管理者制度の実施実態を阿部副部長から発言しました。

市議会で公表された、

民間会社が運営して以降の児童数の減少を示した資料を提供し、指導体制

のずさんさから子どもが退所していつてること、そもそも有期雇用が前提となる制度は即刻やめるべき、と要求しました。

厚労省は、「この数字だけでは判断しかねるが、

課題は認識している。運

営費や人件費が適正に使われているか、見ていきたい」と回答。

これまで、「自治体の判断」と回答していましたが、私たちが問題視している内容について、厚労省は理解を示しました。

### 準備時間が 必要

指導員の身分や待遇の低さについて、厚労省の実態調査の数字、愛知県内の自治体キヤラパンでの調査資料を基に、非正規が多い実態が改善していない、と話しました。

また、非正規しかない学童と正

### 総務省通知を活用しよう

3月上旬に、厚労省から各自治体に来年度の学童保育予算関連の資料が送付されました。その中に、平成22年に出された総務省通知「指定管理者制度の運用について」が入っていました。

その通知には「単なる価格競争とは異なる」「指定管理者は労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮」など、私たちにとって活用できる内容が書かれています。

昨年10月の部会による指定管理者制度対策会議でも紹介した資料でもあります。

該当する支部ではぜひ活用してください。併せて、「会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項」も出されています。

規2人配置の学童での準備時間の仕事内容の実態資料も提供しました。どちらも施設・環境整備に同じくらしい時間を費やしていますが、子どもの様子を共有したり、保育方針、保育計画のための打ち合わせ時間に大きな違いがありました。「子どもに十分な保育をするために準備時間が必

要だ。正規複数の配置をスタンダードに」と迫りました。

厚労省は「こうした具体例は、今後の予算要求のために良い資料となる」と、話されました。

指導員の資格については、早期に大学等での養成課程を創設するように求めました。

厚労省は「卒業しても指導員に就職しない、ではいけない。資格制度と身分の仕組みは両輪として取り組まなければならぬ」と、引き続きの検討だ、と回答しました。